

春の交通安全県民総ぐるみ運動

実施期間

令和8年 4月6日(月)から 15日(水)まで 10日間

全国重点

- ①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

前照灯早めに点けて 夕暮れ時の事故防止

暗くなったら、早めのライト点灯

安全性が高まり
交通事故の予防に!

子どもや高齢者に優しい 3S スリーエス 運動!

SEE!
見る

発見する(SEE)



SLOW!
減速

減速する(SLOW)



STOP!
止まる

停止する(STOP)



3S(スリーエス)運動とは、運転中、子どもと高齢者を保護する運動のことです。

早めに発見(SEE)、早めに減速(SLOW)、早めに停止(STOP)を励行してください。

生活道路※における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がないような道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車間通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上又は他の工事物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。